

電気事業の労使関係について (事務局資料)

スト規制法調査会報告(抄)

- 昭和52年のスト規制法調査会報告の提言においては、「労使の不断の意思疎通」「団体交渉の一層の充実」、「自主的な紛争調整」等について期待。
- この提言を受けて、電力10社の各労使トップレベルが出席する電気事業労使会議を設け、年1回程度開催。

(参考) 電気事業及び石炭鉱業における争議行為の方法の規制に関する法律について(報告)(抄)
昭和52年7月22日

7 調査会は、以上の共通認識をもとに、下記の点について関係者の格段の配慮を求める。

(1) 産業の現状及び将来に関連する諸問題について、労使が不断の意思疎通を図ることは、労使関係の基本である。

とりわけ、電気産業労使にあつては、その国民生活及び国民経済に占める重要性にかんがみ、電気産業の直面する課題に共に取り組み、さらに一層の社会的役割を担うことを期待されているところであり、労使のトップレベルによる相互理解を一層促進させることが特に望まれる。

そのため、新たに労使双方に共通する重要な課題を協議する制度を設け、その運営については、できるだけ速やかに労使間で取り決めがなされることを期待するものである。

(2) 労働条件について労使の円満な合意をもたらすために、団体交渉の一層の充実を図るとともに、自主的な紛争調整について率直な意見交換がなされることも特に望まれるところである。

(参考) 電気業(スト規制法対象外も含む)の争議行為・争議行為予告件数

○ 昭和48年のスト規制法調査会設置後の、スト規制法の対象外も含めた電気業の争議件数と、中労委への争議行為予告件数は、統計によると以下の通り。

	争議行為件数	争議行為予告件数 (中労委)
S48(1973)	28	28
S49(1974)	28	37
S50(1975)	11	25
S51(1976)	22	18
S52(1977)	14	17
S53(1978)	13	16
S54(1979)	11	16
S55(1980)	10	13
S56(1981)	31	15
S57(1982)	20	16
S58(1983)	22	15
S59(1984)	28	17
S60(1985)	26	14
S61(1986)	12	12
S62(1987)	6	13
S63(1988)	10	21
H1(1989)	3	21
H2(1990)	6	13
H3(1991)	2	14
H4(1992)	4	12

	争議行為件数	争議行為予告件数 (中労委)
H5(1993)	6	9
H6(1994)	5	9
H7(1995)	1	6
H8(1996)	1	4
H9(1997)	2	2
H10(1998)	0	2
H11(1999)	0	1
H12(2000)	0	1
H13(2001)	0	1
H14(2002)	1	1
H15(2003)	0	1
H16(2004)	0	2
H17(2005)	0	1
H18(2006)	1	1
H19(2007)	0	1
H20(2008)	0	1
H21(2009)	0	1
H22(2010)	0	1
H23(2011)	0	1
H24(2012)	0	0

(注1) 争議行為件数は、「労働争議統計調査(厚生労働省大臣官房統計情報部)」の「産業、労働争議の種類別件数、参加人員及び労働損失日数」表中「電気業」の「争議行為を伴う争議」件数。「電気業」は、「一般の需要に応じ電気を供給する事業所又はその事業所に電気を供給する事業所、特定規模需要に応じ一般電気事業者が運用・維持する系統を経由して電気を供給する事業所、特定の供給地点における需要に応じ電気を供給する事業所をいう。自家用発電の事業所も電気業に含まれる。」と定義されており(日本標準産業分類)、スト規制法対象外の事業も含まれている。

(注2) 争議行為予告件数は、「労働委員会年報(中央労働委員会事務局編)」の「争議行為予告通知の事業別件数(中労委)」の「電気業」の件数。都道府県及び都道府県労委に通知しているものは含まれていない。争議行為予告通知は、必ずしも単組毎に提出されている訳ではなく、たとえば全国電力関連産業労働組合総連合の場合、同時期の各単組の予告通知を一括して提出しており、このような場合も統計上は1件とカウントしている。